

## 会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 平成30年度第2回美里町個人情報保護審査会
- 2 開催日時 平成30年12月19日（水） 午後1時25分から午後2時まで
- 3 開催場所 美里町役場本庁舎3階会議室
- 4 会議に出席した者
  - （1）委員 千葉敬記会長、佐藤賢二委員、鈴木絢子委員
  - （2）事務局 総務課 佐々木課長、森係長
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別  
要配慮個人情報の収集制限の例外について 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数 なし
- 8 会議資料
  - （1）要配慮個人情報の収集制限の例外について（諮問）の写し
  - （2）資料1 要配慮個人情報の収集制限の例外に係る諮問について
  - （3）資料2 個人情報取扱事務登録簿一覧表
  - （4）資料3 要配慮個人情報の収集制限の例外事務一覧
- 9 会議の概要
  - （1）類型事項11の収集する要配慮個人情報に病歴を加える。その他の事項については諮問された内容で適当であると認める。類型事項に当てはまる事項については以後諮問を要しないという取扱いで差支えない。
  - （2）答申に当たり、次の事項を意見として付記する。
    - ア 研修等により要配慮個人情報の収集制限とその例外の意義を職員に理解させ、適切に取り扱うこと。
    - イ 個人情報取扱事務登録簿の記載内容はよく精査すること。
  - （3）答申書は、事務局で調製し、後日会長が確認する。

【言内容の記録】

佐々木課長 定刻より少し早いですが、皆様おそろいですので、平成30年度第2回美里町個人情報保護審査会を開催させていただきます。まず、はじめに千葉会長からごあいさつをお願いいたします。

千葉会長 本年も残すところ10日余りとなりました。皆様方には御多用のところお集まりいただき、ありがとうございます。本日の会議は、前回の会議で事務局より説明のありました要配慮個人情報の収集制限の例外について、町長から諮問があったということで、その内容を検討するというので会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

佐々木課長 ありがとうございます。それでは、次第の3番目、議事に入ります。ここからは会長が議長となり、進行していただきます。千葉会長、よろしくお願いいたします。

千葉会長 はい。まずは、会議録署名委員及び会議録書記を選出します。会議録署名委員については、佐藤委員と鈴木委員にお願いいたします。会議録書記については、事務局職員ということでお願いいたします。

それでは、議事に入っていきます。本日の議題は、要配慮個人情報の収集制限の例外についてでございます。前回の11月の会議で諮問予定案件ということで説明があり、平成30年12月12日付けで町長から諮問をいただいた事項であります。事前に委員各位に諮問書の写し、資料が送付されているところですが、まずは、諮問の内容と資料について、改めて事務局から説明をお願いいたします。すでに資料が配布されておりますので、簡潔に内容を説明願います。

森係長 諮問の内容と資料を御説明させていただきます。事前にお配りした資料のうち、まずは諮問書の写しを御覧ください。要配慮個人情報の収集制限の例外について（諮問）と題する文書になります。内容としては別紙として添付した要配慮個人情報の制限の例外（案）に記載された類型事項、個別事項、収集する要配慮個人情報の当否について審査会の意見を聴くものになります。これらの担当部署、そして諮問する実施機関になりますが、町のすべての機関に関わるものですので、実施機関としては町長以外にも教育委員会、農業委員会等がありますが、町長が代表して諮問する形をとらせていただきました。次に資料1について説明させていただきます。前回の説明と少し重複する部分もありますが、概要を説明いたします。まず、諮問の根拠ということで条例第8条第3項第2号を記載いたしました。「実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない」と規定されており、1号としては「法令に定めがあるとき」とあり、2号では「審査会の意見を聴いた上で」とあります。この2号に基

づき諮問したところでございます。次に2の要配慮個人情報の内容になります。前回は説明いたしました。要配慮個人情報に該当するものを改めて記載いたしました。また、その詳しい説明もあわせて記載してあります。事務の洗い出しをした結果、(4)の病歴と(7)の障害が収集することが多い情報であることが分かりました。次の裏面の3の要配慮個人情報の収集状況の調査について、個人情報取扱事務登録簿を単位として各課に照会をしまして根拠法令等を詳細に調査をいたしました。その結果として、総数279の事務のうち、要配慮個人情報を収集しているものが93事務、そのうち根拠法令がないものが37事務となりました。資料2の個人情報取扱事務登録簿一覧表を御覧ください。町で登録している個人情報取扱事務の一覧になります。要配慮個人情報の収集があるものについては右から3番目の項目に「」がついてあります。そのうち、収集する根拠法令があるものについては、要配慮個人情報を収集する根拠法令の条項の欄に法令名と条項を記載しています。根拠法令がないものについてはなしと記載しております。これが諮問を要する事務になります。全部の事務についてこのような形で調査したところ、先程申し上げた結果となりました。次に資料1の4、諮問の方式についてというところでございます。まずは資料の訂正があります。諮問を要するものが38事務ありとありますが、37事務の誤りでした。申し訳ありませんが、訂正をお願いします。これらについて1つずつ見ていくというのは難しいという状況でございます。また、個人情報取扱事務登録簿は単位としては細かいものになります。担当部署の変更、新規事業の開始等があれば、その都度登録簿を更新していきますので、これを単位に諮問してしまいますとその都度諮問しなければならないということになりまして、諮問の漏れが生じるおそれがあります。そういったことから、前回お話ししたとおり、類型事項と個別事項ということでまとめさせていただきました。類型事項については複数の事務を類型化してまとめて除外事項とするもので、事務を整理した結果11の類型にまとめました。それから、今後収集する可能性がある2項目を追加し、合計で13項目となりました。個別事項については類型化になじまない3つの事務を個別事項として諮問しております。続きまして資料3を御覧ください。類型事項とそれに該当する個人情報取扱事務登録簿を示したものになります。いくつかの事務をピックアップして説明いたします。1番目の町民等からの相談、陳情、要望、意見等の類になりますが、これについては相手方からどのような情報がくるか分からない、相手方から一方的に情報が提供されるということで、あらゆる要配慮個人情報を収集する可能性があります。具体的には登録簿でいいますと、02-004の要望、陳情処理事務ですとか、各種の相談業務があります。それから類型事項の2と3については、

現段階では具体的な事務は想定されないのですが、他の自治体の例外事項を精査した結果、今後収集する可能性があるということで類型化して諮問したところでもあります。類型の6、研修、イベント、講演会等への参加に関するもので参加者の病歴等を収集するものですが、具体的には長崎への中学生の派遣事業、姉妹都市交流事業があります。泊りがけで各種イベントに参加する、又は受け入れるという場合に参加者の健康状態を把握する必要があるというものでございます。それから事務として多いのは9番の学校、幼稚園、保育所関係、給食の実施に当たりアレルギーを把握するとか、園児の状況を把握するために病歴等の要配慮個人情報を収集するものです。それから10番の債権回収の可否等を判断するに当たり、債務者の病歴等を収集するという事務についてですが、町税等を滞納している方から状況を聞き取りして徴収をしていくという事務になります。先ほどの相談業務と同じようにこういった項目がお話の中で出てくるか分からないということで、あらゆる要配慮個人情報を収集する可能性があります。次に2の個別事項になりますが、1の犯歴に関する事務ということで、こちらに本籍がある方で刑罰が確定したときは検察庁からその情報が送られてまいります。それを犯罪人名簿に整理いたしまして、選挙人名簿に使ったり、関係機関からの照会に応じるということに使っておりますが、根拠法令がないという事務になります。特殊な事務であり、類型化になじまないため個別事項といたしました。2の各種検診に関する事務でございますが、これは町が独自に健康診断を行うという事務になります。当然その結果も保有するということになります。健康診断そのものということで類型化になじまないと判断いたしました。3の各種予防接種に関する事務も健診と似ているのですが、町が独自に予防接種を実施するに当たり、予診票というものを書いていただき非接種者の健康状態の情報を収集します。これも予防接種に限ったことですので、個別事項としました。次のページからになりますが、今回の諮問事項に該当する個人情報取扱事務登録簿を添付いたしました。個人情報の記録項目のその他事務の詳細が記載されております。説明としては以上になります。

千葉会長            はい。それでは今、説明があったことについて、皆さんからの質問、疑義がある点等はございませんか。

佐藤委員            特に疑義はございません。

千葉会長            鈴木委員さんは。

鈴木委員            特にありません。

佐藤委員            ただ、今回の件の運用に当たっては、各課、多岐に渡るので、研修会等を開くなどして十分に周知して運用していただければと思います。

千葉会長        それでは私からいくつか質問させていただきます。資料3の10番目ですが、宮城県でも同じ項目があるようなんですが、宮城県と比べると収集する情報の項目が多いようですね。人種、信条、社会的身分、犯歴とかですね。県と比べてこのように多くなった理由をお聞きしたいと思います。

森係長        はい。まずは前回お配りした宮城県の答申を御覧ください。項目は類型事項の15番になります。債権回収の可否等の判断に係るものですが、収集する情報は病歴と心身の機能障害しかありません。それに対して本町では全部の要配慮個人情報、あらゆる情報を収集する可能性があるということで諮問をしております。詳細については、資料3の11ページ、登録簿の07-001を御覧ください。個人情報の記録項目のところですが、ほとんどすべての項目を収集することとなっております。なぜこのようなことになるかと言いますと、税務課、徴収対策課、各債権の担当課において町税等の滞納者から状況の聞き取りをするという事務があります。例えば滞納者からは、刑務所から出てきたばかりで仕事が上手くいかず今は納められないとか、病気がちで収入が安定しないとか、そのようなことがお話しされることがあります。そういったことを、登録簿07-001の個人情報の処理形態のところに滞納整理システムとありますが、この滞納整理システムに聞き取りした状況を入力して複数の税目の徴収に当たって共有できるような事務処理をしております。そういったことであらゆる情報を収集して記録する可能性がありますので、このような形で諮問した次第であります。

千葉会長        はい。分かりました。次に類型事項の11番、事故等に係る損害賠償等の事務で収集する情報としては、心身の機能障害、健康診断の結果等とあるのですが、病歴がないようです。これについては病歴が必要かと思うんですが、いかがですか。

森係長        はい。資料1を御覧ください。2の(4)の病歴の説明ですが、病気に罹患した経歴とありまして、けがではなく病気の経歴を意味します。それから(8)の健康診断等の結果のところですが、健康診断の結果そのものだけでなく、医師の診断の結果を含みます。このあたりから判断しますと事故により発生するのはけがということで病歴から除かれると。そして、それについてお医者さんにかかった結果については要配慮個人情報に該当するということになります。あとは後遺症が残った場合は、障害ということで、病歴は除かれるのではないかという判断をいたしました。

千葉会長        ただ、事故であっても病気に基づく事故というのも考えられますよね。そういう心配はあるのかなという感じがします。注意散漫、注意不足という事故はそれでいいかと思うんですが、病気に基づく事故もないわけではないですよ。そういうときに病歴がいらぬのかなと。

佐々木課長 確かにそのような可能性はありますね。

森係長 確かに、例えば突然意識が飛んでしまうような病気が原因で事故が起きる場合もありそうですね。

佐々木課長 そのようなこともないとは言えないですね。

千葉会長 なので、あえて病歴は除かなくてもいいのかなと、私は思ったんですが。

佐々木課長 はい。

森係長 この諮問の内容については、議論の中で加えたり、除いたりしていくことは可能です。

佐藤委員 11番も12番も考え方的には同じような感じなので、入っていてもおかしくないでしょうね。文言的には11番にも病歴を入れておいた方がいいでしょうね。

佐々木課長 そうですね。

千葉会長 ほかに質問等はありませんか。

今の説明を伺うと、まずはこのように事務を類型化して特例を認めることの可否、2点目としては類型化した13項目の内容、理由の当否、3点目としては類型に当てはまる事務については以後、諮問を不要とすることの可否といったところがポイントになるのかなと思います。これらについて改めてみなさんから御意見をいただきたいと思います。いかがですか。

佐藤委員 特にはありません。

森係長 すみません。先ほどお話しした宮城県の答申との比較で補足があります。宮城県のものは16項目ありますが、これをベースに町の洗い出し結果に当てはめて精査していった結果、町では取扱いがないので削ったり、似通ったものを1つにしたりということをいたしました。

千葉会長 鈴木委員に伺いたいのですが、個人情報の定義というものはあると思うんですが、基本的な個人情報というのはどういったものか、私個人としては住所、氏名、年齢、性別の4項目は基本的なことかなと思っているんですけども。どうなんでしょうね。というのはですね、資料3の各事業の登録簿がありますが、この個人情報の記録項目の基本的事項ということでチェックリストがあって、これが事業によって微妙に違うようなんですが、私から見ると同じような事務でも違いがあって、例えば性別が抜けていたり、生年月日が抜けていたりとか、微妙な違いがあるようなんですね。私個人としては4項目はセットとなって個人情報の基本になるような気がするんですが、特にそういうこだわりは要らないんでしょうか。

鈴木委員 取扱事務ごとに必要性がなければ収集しないということではないですか。

佐藤委員 そういう項目にはチェックは入れていないということなんでしょうね。例えば5ページの登録簿だと本籍・国籍は関係ないんでしょうから。逆に2ペ

ージの職員採用試験の事務では、日本国民かどうかを確認するために本籍・国籍が必要なんですよね。そういうところをチェックされてるんですよね。

佐々木課長 はい。個人情報の取得については最低限の必要項目を取得するというのは基本ですので、必要ない情報までは収集しないということで、そういう取扱いになっております。

佐藤委員 02-004 の要望、陳情処理事務であれば生年月日は関係なくて、住所、氏名、性別があれば足りると。

千葉会長 例えば6ページの事故等に係る示談等に関する事務では生年月日は収集していないようなんですよね。ところが9ページの車両事故の示談に関する事務では生年月日にチェックが入ってるんですよね。微妙に違うようなんですが、こんなに細かく区分する必要があるのかなと。私は事務的な間違いのもとになるんじゃないのかなと思いますね。ですから私が先程お話しした4点は個人情報の基本になるんじゃないのかなと思ったんですね。事業ごとに細かく分ける必要があるのかなと。

佐藤委員 国籍とか必要がないのは要らないかなとは思いますが。

千葉会長 生年月日なしでいいのかなと。

鈴木委員 そうですね。6ページの事故等に係る示談等に関する事務だと、生年月日、要は年齢が正確に分からないと損害賠償の額も変わってくるのかなと思うので、そこは必要ですね。

森係長 今のお話しを踏まえて内容を確認したいと思います。

鈴木委員 基本的事項のところは特に。

森係長 記録項目をもう一度精査させていただきます。抜けているところがないかどうかを確認します。

千葉会長 いらぬ情報は収集する必要はないんですけど、同様の事務はある程度統一性があつた方がいいのではないかと思いますね。

森係長 はい。

千葉会長 あとはよろしいですか。ないようであれば、この諮問にある事項について、収集制限の例外として認めるということでよろしいですか。

佐藤委員、鈴木委員 はい。

千葉会長 この類型に当てはまる事項については、以降は諮問は要しないという取扱いでよろしいでしょうか。

佐藤委員、鈴木委員 はい。

千葉会長 それから審査会としては、諮問に対して答申を出すということになります。どのような答申書になりますか。

森係長 諮問のとおり答申するのであれば、諮問のあつた事項は妥当な内容と認めますというような内容の答申になります。ここで1点確認なんです、先程

お話しの中で類型事項の11番、事故の損害賠償関係の事務ですが、収集する情報に病歴を入れるかどうかですね。入れるということであれば答申の中身に反映させていく形になりますので御確認をお願いします。

佐藤委員 審査会の意見として病歴も入れた方がいいんじゃないかということですね。

佐々木課長 ということで、その意見を答申に盛り込むかどうかの確認ですね。

佐藤委員 さっき言ったようにそういうことも想定されるので、入れた方がいいんじゃないかと思いますけどね。

千葉会長 はい。ではそのような形で答申書を作成したいと思います。答申書の内容は事務局で調製して原案ができたなら私が確認するということよろしいですか。

佐藤委員、鈴木委員 はい。

佐々木課長 もう1点、よろしいですか。お話しの中で、取扱いについては職員の研修会等も進めていただきたいという意見、それから記録項目は再度確認いただきたいという意見をいただきましたが、これらは答申書に入れるか入れないかということですね。この場の議事録としては残りますが、それを議事録にとどめておくか、答申書に入れるかということをご確認くださいね、確認していただければと思います。

佐藤委員 意見として入れればよろしいと思いますね。

佐々木課長 答申書の方にですね。

佐藤委員 かなり多岐に渡るので職員の認識不足で町に被害を被らせるおそれもあるだろうし。職員向けの研修っていうのは必要だと思います。十分勉強会をしていただければと思います。

佐々木課長 それでは会長、今のところを審査会として確認していただけますか。今、話で出た部分を答申書に入れていくということで。

千葉会長 それでは今の意見を盛り込んだもので答申するというような形にし、内容については事務局が整理して私が確認するということよろしいですか。

佐藤委員、鈴木委員 はい。

森係長 答申そのものではないのですが、付言ということで意見として加えていく形になるかと思います。

千葉会長 意見としてね。

佐藤委員 答申としてはさっきいった病歴のところを加えるということですが、あとは運用に当たってはさっきいった意見があったということをごね。

千葉会長 それではそのような形で進めていただきたいと思います。あとは何かありますか。

森係長 答申書を渡す段取りになります町長に直接手渡す、又は事務局で対応するという選択肢がありますが、いかがなさいますか。

千葉会長 諮問も事務局を通してということでしたので、事務局にお任せするという  
ことをお願いします。

森係長 分かりました。

千葉会長 議事としては以上ですが、その他何かございますか。  
なければ、これで個人情報保護審査会を終了いたします。  
ありがとうございました。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成31年1月18日

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_